

Q3 室内化学物質の指針には どのようなものがありますか

厚生労働省ではホルムアルデヒドをはじめとする13物質に指針値を定めています。

厚生労働省では平成9年にシックハウスの原因物質といわれているホルムアルデヒドについての室内濃度指針値を策定しました。以降、ホルムアルデヒド以外の物質も追加され、平成15年3月現在までに13の物質について指針値が定められています。

また、室内空気質の状態の目安として指針値とは別にTVOCについては暫定目標値を定めています。

指針値は通常、人が一生涯受けたとしても健康への有害な影響は受けないであろうとの判断により設定された濃度です。

この室内濃度指針値とは、現状において入手可能な科学的知見に基づき、人がこの濃度以下の曝露を一生涯受けたとしても健康への有害な影響は受けないであろう、との判断により設定された値であり、法的な拘束力を伴うものではありません。

またTVOCの暫定目標値は毒性学的知見から決定したものではないことから個々のVOCの指針値とは独立して扱うこととしております。

厚生労働省 指針値策定物質 (平成15年3月現在)

物質名	厚生労働省指針値		策定年月
①ホルムアルデヒド	100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	(0.08ppm)	平成9年6月
②トルエン	260 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	(0.07ppm)	平成12年6月
③キシレン	870 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	(0.20ppm)	
④パラジクロロベンゼン	240 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	(0.04ppm)	
⑤エチルベンゼン	3800 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	(0.88ppm)	
⑥スチレン	220 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	(0.05ppm)	平成12年12月
⑦フタル酸ジ-n-ブチル	220 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	(0.02ppm)	
⑧クロルピリホス	1 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	(0.07ppb)	
	小児0.1 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	(0.007ppb)	
⑨テトラデカン	330 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	(0.041ppm)	平成13年7月
⑩フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	120 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	(7.6ppb)	
⑪ダイアジノン	0.29 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	(0.02ppb)	
⑫アセトアルデヒド	48 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	(0.03ppm)	
⑬フェノブカルブ	33 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	(3.8ppb)	平成14年1月

()内は25℃における換算値
TVOC暫定目標値400 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
(TVOCにはホルムアルデヒドは含まれません)